

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年6月27日

**【会社名】** 三和ホールディングス株式会社

**【英訳名】** Sanwa Holdings Coporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長CEO 高山俊隆

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿西新宿二丁目1番1号

**【電話番号】** 03(3346)3019

**【事務連絡者氏名】** 経営企画部長 森 健

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿西新宿二丁目1番1号

**【電話番号】** 03(3346)3019

**【事務連絡者氏名】** 経営企画部長 森 健

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成26年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分に関する事項

- |                      |         |                |
|----------------------|---------|----------------|
| (1) 減少する剰余金の項目およびその額 | 別途積立金   | 4,340,000,000円 |
| (2) 増加する剰余金の項目およびその額 | 繰越利益剰余金 | 4,340,000,000円 |

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金7円

第2号議案 定款一部変更の件

代表取締役と役付取締役の関係を整理するとともに、取締役会および監査役会の招集手続きを迅速化するため、第23条（役付取締役および代表取締役）、第24条（取締役会の招集）および第32条（監査役会の招集）を変更する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、高山俊隆、南本保、木下和彦、高山靖司、谷本洋実、上枝一郎、福田真博、藤沢裕厚および安田信を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、森元淳平を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

年額6億3千万円以内

（基本報酬枠を年額4億5千万円以内、うち社外取締役分は年額4千万円以内  
業績連動の変動報酬枠（賞与）を年額1億8千万円以内）

第6号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社株式の大量取得行為に関する対応策として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的に、当社定款第14号の定めに基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	204,896	39	25	(注) 1	可決 99.92
第2号議案	204,706	229	25	(注) 2	可決 99.83
第3号議案					
高山俊隆	189,285	15,639	33	(注) 3	可決 92.31
南本保	197,095	7,829	33		可決 96.12
木下和彦	197,900	6,988	69		可決 96.51
高山靖司	198,937	5,951	69		可決 97.02
谷本洋実	199,027	5,861	69		可決 97.06
上枝一郎	199,028	5,860	69		可決 97.06
福田真博	199,026	5,862	69		可決 97.06
藤沢裕厚	197,908	6,980	69		可決 96.51
安田信	201,122	3,802	33		可決 98.08
第4号議案					
森元淳平	200,458	4,477	25	(注) 3	可決 97.76
第5号議案	200,638	4,293	25	(注) 1	可決 97.85
第6号議案	123,603	81,332	25	(注) 1	可決 60.28

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事業行使分及び当日出席の一部の株主から、議案の賛否に関して確認できたものの集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。